

令和8年度採用

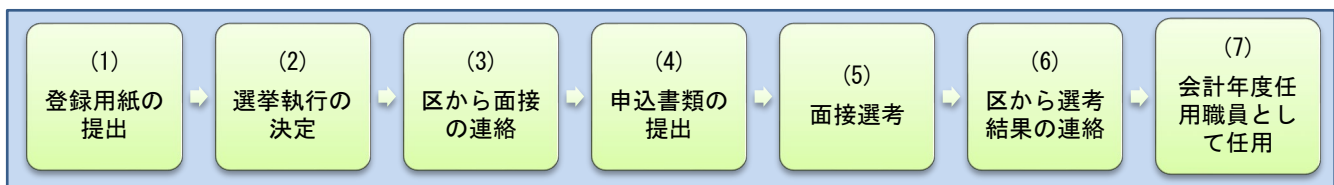
中区総務課統計選挙係 選挙事務補助業務 会計年度任用職員(日額職) 登録の御案内について

選挙が執行される際、中区総務課統計選挙係では選挙事務補助業務の会計年度任用職員を任用します。

会計年度任用職員は、あらかじめ希望する勤務日や勤務時間等を登録していただき、任用が必要になった際に、登録いただいた方の中から、選考を経て任用を決定します。

中区総務課統計選挙係の会計年度任用職員の登録を希望される方は、次の事項を御確認のうえ、「会計年度任用職員(日額職)登録用紙」(以下、「登録用紙」という)を御提出ください。

1 登録から任用までの流れ



- (1) 登録用紙に必要事項を御記入のうえ、「7 申込み・問合せ先」まで持参又は郵送にて御提出ください。
- (2) ≪選挙執行の決定≫
- (3) (2)に応じて、登録者のうち、募集する勤務可能日等の条件にあてはまる方に、区から面接選考の実施について連絡します。
- (4) (3)の連絡を受けて面接選考を希望する場合は、「会計年度任用職員申込書」(以下、「申込書」という)を御提出いただきます。
- (5) 申込書の提出者に選考日時等の詳細をお知らせし、面接選考を実施します。
- (6) 選考実施後、選考の結果を連絡します。
- (7) 選考の結果、採用となった場合、会計年度任用職員として任用されます。

◆注意事項◆

① 当該登録は、任用を約束するものではありません。

御登録いただいても、条件にあてはまらない場合は、面接の連絡は行いませんので予め御了承ください。

② 当該登録の有効期間は令和9年3月31日までです。

登録期間中、選挙執行の決定により、令和9年3月31日までの期間で、必要に応じて随時面接を実施し、任用します。

2 業務内容

中区総務課統計選挙係の選挙業務全般に関する事務補助、物品仕分け、書類整理その他等

(次ページあり)

3 応募要件

- (1) 選挙の重要性を理解し、公正に選挙事務を行える方
- (2) 健康状態が良好であり、意欲的に仕事に取り組める方
- (3) 地方公務員法第 16 条に定める採用に関する以下の欠格条項に該当しない方
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 横浜市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第 5 章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 勤務条件等

- (1) 任用期間 投票日の約 1 か月前から投票日以降約 7 日間
- (2) 勤務時間等 9時から 17時まで（休憩時間は 12時から 13時まで）
- (3) 勤務日 任用期間のうち、所属長が指定する日 30 日以内（土日祝日含む）
- (4) 勤務場所 横浜市中区役所
- (5) 給与（予定） 日額 10,248 円（時給 1,464 円）
通勤費用（実費相当額）を別途支給
- (6) 休暇等 横浜市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則のとおり
- (7) その他 勤務条件により健康保険（横浜市共済組合）、厚生年金保険及び雇用保険に加入していただきます。

※ その他の勤務条件等は横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。

5 その他

- (1) 提出書類に記載されている個人情報、会計年度任用職員の任用手続以外の目的で利用することはありません。
- (2) 勤務成績が良好である場合等、再度任用する場合があります（最大 4 回まで）。

6 停止条件

令和 8 年度に横浜市中区で選挙が実施されなかった場合は、当該登録は無効となります。

7 申込み・問合せ先

〒231-0021 横浜市中区日本大通 35 番地
中区役所総務課統計選挙係（6 階 62 番窓口）
電話：045-224-8116
FAX：045-224-8109